

## 草加市建設工事等入札参加心得

### (趣旨)

第1条 草加市が発注する建設工事の請負及び建設工事に係る製造の請負並びに調査、設計及び測量その他の業務委託に係る競争入札に参加しようとする者が守らなければならない事項について、この心得に定めるものとする。

### (定義)

第2条 この心得において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札 埼玉県電子入札共同システムによる入札をいう。
- (2) 紙入札 書面により入札書を提出する入札をいう。
- (3) 設計図書 図面、設計書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む。）をいう。
- (4) 入札参加者 市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び工事材料の買入れ並びに調査、設計及び測量その他の業務委託に係る競争入札に参加しようとする者をいう。
- (5) 参加資格 一般競争入札に参加する者に必要な資格をいう。
- (6) 内訳書 入札金額見積内訳書をいう。

### (法令等の遵守)

第3条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、草加市契約規則（昭和40年規則第21号。以下「規則」という。）、草加市建設工事一般競争入札実施要綱（平成6年告示第91号）その他関係法令及び草加市建設工事等電子入札運用基準（以下、「運用基準」という。）並びにこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、契約約款、設計図書、この心得、入札公告、指名通知及び入札説明書の記載事項並びに現場を熟知の上、入札しなければならない。

### (公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）その他関係法令に抵触す

る行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、指名の状況、入札参加意思その他適正な入札の執行に支障を来すおそれのある情報について、入札前に情報交換してはならない。
- 4 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格又は内訳書の内容を開示してはならない。
- 5 入札参加者は、入札手続に際し、市の指示に従い円滑な入札執行に協力するものとし、入札執行を妨げる行為、他の入札参加者の入札手続を妨害する行為を行ってはならない。  
(指名の取消等)

第5条 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 政令第167条の11第1項において準用する同令167条の4第1項の規定に該当するものとなったとき。
  - (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
  - (3) 営業停止命令を受けたとき。
  - (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
  - (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
  - (6) 建設工事の入札参加者は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として未加入となったとき。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
- 2 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が前項各号に該当する場合、または、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づき指名停止措置を受けた場合及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第3条に基づく指名除外措置を受けた場合は、その指名を取り消す。
  - 3 指名競争入札の参加者の指名を受けた者が、政令第167条の4第2項各号の規定に該当する場合、またはこれに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人若しくは、入札代理人として使用した場合は、その指名を取り消す。

4 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、独占禁止法の規定による排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 市内で工事事故を起こしたとき。

(一般競争入札の参加資格)

第6条 参加資格は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 草加市建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者
- (3) 公告日から入札日までの期間に、草加市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者。ただし、これらの者が入札参加資格者の2分の1を下回る場合において、当該入札の実施に当たり、透明性及び競争性の確保が十分図れないと市長が認めるときは、当該入札の公告予定日以後、入札参加申込書の提出期限の日前に指名停止措置の期間が満了し、当該期間満了の日後当該提出期限の日までに当該入札参加申込書を提出する者を一般競争入札に参加できる者とすることができる。
- (4) 建設工事の入札参加者は、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

(入札)

第7条 入札は、入札公告、指名通知及び入札説明書（以下「入札公告等」という。）で指示した日時及び方法により行う。電子入札にあつては、開札時において入札書が未到達の場合は辞退したものとする。また、紙入札にあつては、入札開始時において入札会場に未到着の場合は辞退したものとする。

- 2 電子入札において、やむを得ず書面による入札書の提出を希望する場合は、運用基準に基づき、事前に紙入札方式参加申請書を提出し、市長の承認を得なければならない。
- 3 紙入札においては、入札書を封かんの上、入札者の氏名を表記し、所定の日時及び場

所において入札しなければならない。

- 4 入札は、入札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない額を入札書に記載しなければならない。ただし、入札公告等において、単価によるべきことを指示されたときはその指示による。
- 5 紙入札においては、入札参加者が代理人をもって入札させるときは、委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者は、入札公告等により、内訳書及び総合評価方式に係る技術資料の提出を求められたときは、入札公告等又は入札執行者の指示に従い提出しなければならない。
- 7 入札参加者は、提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることができない。
- 8 入札参加者は、設計図書に疑義があるときは、入札公告等の定めるところにより質問することができる。

#### (入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札書提出前に限り、入札の参加を辞退することができる。ただし、電子入札の場合でやむを得ない事由が生じたときは、運用基準に基づき、開札前まで辞退することができる。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、運用基準に基づき、辞退を申し出るものとする。ただし、紙入札にあっては、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
  - (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（様式自由）を持参して行うものとする。
  - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に提出して行う。

#### (入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者がこの心得第3条又は第4条に抵触する疑いがあるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、必要な調査を行った上で、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札を取りやめることがある。

- 2 入札参加者は、前項の規定により入札執行者が行う調査に協力しなければならない。
- 3 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。

#### (開札)

第10条 開札は、電子入札にあっては、電子入札システムにおいて行い、紙入札にあっては、入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

(無効の入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 記名押印を欠く入札及び入札書の記載事項が確認できない入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- (7) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (8) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした入札
- (9) 郵便、電報、電話等による入札
- (10) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した者がした入札

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格の入札をした者（最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札をした者のうち、最低の価格の入札をした者）とする。ただし、一般競争入札の事後審査型による入札の場合は、入札価格の低い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

2 総合評価方式を適用した場合は、前項の規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、評価値又は総合評価点（以下「評価値等」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、一般競争入札の事後審査方式による入札の場合は、評価値等の高い順に実施する参加資格審査による参加資格を満たす者を落札者とする。

3 落札者の決定がなされたときは、電子入札システムで通知する。ただし、紙入札による場合は、その場で当該入札者にその旨を発表する。

(くじによる落札者の決定)

第13条 落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札者を決定する。

2 総合評価方式を適用した場合で、評価値等が最も高い者が2者以上あるときは、埼玉県総合評価方式実施マニュアルを準用し、くじにより落札者を決定する。

3 紙入札の場合は、当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札者はくじを辞退することはできない。

4 前項のくじ引きに当たり、当該入札者がくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第14条 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札）がないときは、再度入札を行う。

2 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者（最低制限価格を設けた場合にあっては最低制限価格を下回らない入札をした者）に限る。

3 入札の回数については、3回を限度とする。

(契約書作成及び契約の確定)

第15条 落札者は、契約書に記名押印の上、契約約款、設計図書、その他契約に必要な書類等を添付して、2通作成し、袋とじ（又は製本）にして提出しなければならない。

2 落札決定後、契約締結前までに落札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないことがある。

(1) 落札者が、政令第167条の4の規定に該当するとき（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。）。

(2) 落札者が競争入札に参加する資格又は入札公告で示した資格を有しなくなったとき。

(3) 落札者が市から入札参加停止措置を受けたとき。

(4) 落札者が草加市建設工事等暴力団排除措置要綱第3条に基づく指名除外の措置を受けたとき。

3 契約は、市長（市長から契約締結権限の委任を受けた者を含む。）及び契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(議決を要する契約)

第16条 建設工事の請負契約であって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例（昭和39年条例第1号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決を得た後に本契約を締結する。この場合においては、議会の議決を得た後に本契約を締結することを明記した建設工事請負仮契約書を取りかわすものとする。

（異議の申立て）

第17条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（その他）

第18条 市に提出された内訳書は、入札関係書類として保管し、情報を開示することがある。また、談合情報等があった場合、市は公正取引委員会及び警察へ資料提供することがある。

2 建設工事の入札参加者は、当該入札に係る契約（第15条第3項により契約を締結する場合も含む。）を締結しようとする日の1年7か月前の日の直後の審査基準日に係る経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていなければならない。

附 則

この心得は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年10月1日から施行する。